

【申請書を提出する際の注意点】 **すべて✓した上で、提出。**

- **必ず番号順、住戸ごとに整理した上で**窓口までご提出ください。
- 住戸ごとに提出が必要な書類について、どの住戸についての書類なのかわかるように、番号等を書類に記載をしてください。
- 「1枚でも可」と記載のある書類についても、相違点が1つでもある場合は住戸ごとに提出してください。（詳細は3ページ目参照）
- 同一住宅（住戸）に対し、補助金を交付できるのは1度のみです。管理組合が補助を受けて改修工事を行った後に、区分所有者が別に住戸の専有部について改修工事を行おうとした場合、補助を受けることができないのでご注意ください。

（管理組合用）1回目の申請時提出書類一覧

★一つでも書類が不足している場合は、受付できません★

番号	✓	必要書類の枚数	提出書類、作成上の注意
1		1部	補助金交付申請書（第1号様式） - 以下のとおり記載してください。 - 氏名：管理組合の名称及び代表者の氏名 - 住所：共同住宅全体の住所 - 電話番号：代表者の連絡先 - 生年月日：代表者の生年月日 「4 申請者による確認の項目」で、市税の収納状況の確認について同意を求める項目があるため、市税の収納状況の閲覧について住人1人1人から必ず同意を得た上で申請をするようにしてください。
2		1枚でも可※1	内訳書（第1－1号様式） どの住戸のものかわかるように番号等を記載してください。
3		住戸ごと	住戸の所有者、建築年月日及び延べ面積が分かる書類 - 登記事項証明書（申請日より3か月以内に発行されたものに限る） - どの住戸のものかわかるように番号等を記載してください。
4		1部	位置図 住宅地図等に共同住宅の位置を矢印やマーカーなどで明示してください。
5		1部	共同住宅全体の断面図 - 共同住宅全体の断面図に、①～③について記載してください。 ①どの住戸を改修するのかわかるよう、改修する住戸をマーカー等で囲むなど明示 ②改修する住戸の戸数を記載 ③住戸ごとに提出が必要な書類と紐づけるために住戸ごとに番号等を記載
6		1枚でも可※1	住戸平面図 - どの住戸のものかわかるように番号等を記載してください。 - 住戸全体の図面に省エネ改修工事を行う位置と改修内容（改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。 - 窓の断熱改修は、住戸平面図の窓位置に通し番号を記載し、提出書類番号7、10、11の番号にそれぞれ対応するようにしてください。
7		住戸ごと	共同住宅全体の省エネ改修工事に係る見積書の写し - どの住戸のものかわかるように番号等を記載してください。 - 以下すべての記載がある見積書を提出。

			①工事全体の金額（税別金額の記載があるもの） ②見積書作成日、工事場所、施工会社 ③施行部位ごとの金額の内訳（内訳書と整合性がとれていること） ④使用する建材の寸法、製品型番（「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録のある型番） ⑤施工方法等が確認できるもの ・必要事項が見積書に記載されていない場合は、別に工事の内容を説明する書類を提出してください。 ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるように明示してください。 ・窓の断熱改修については、6の住戸平面図に記載の窓の通し番号に対応するように番号を記載してください。
8	1部 (全体改修の場合)		(全体改修のみ) BELS 評価書等 ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式を提出してください。
9	1部 (全体改修の場合)		(全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合) 第3条第1項第1号ウ(ア) から (ウ) のいずれかに該当することが確認できる書類 ・壁量計算書、構造計算書等
10	建材ごとに提出		省エネ改修工事が要綱別表 1 - 1 の仕様を満たしていることが確認できる書類 ※部分改修のみ ・「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている場合は登録されていることがわかるもの。（登録画面を印刷したもの等） ・「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録が確認できない場合は、建材メーカーが発行しているカタログ等 ・窓の断熱改修については、6の住戸平面図に記載の窓の通し番号に対応するように番号を記載してください。
11	【共同住宅の全景写真】 1部 【改修する部分の写真】 住戸ごと		現況写真（HP掲載の参考様式を使用）※カラー写真 ・共同住宅の全景（正面及び側面）と改修する部分の写真を撮ってください。 ・部分改修は改修する部分の写真も撮ってください。 ・窓の断熱改修については、6の住戸平面図に記載の窓の通し番号に対応するように番号を記載してください。 ・どの住戸のものかわかるように番号等を記載してください。
12	1部		別表 1-2 に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類 ・耐震改修補助事業交付決定通知書等（一般耐震改修工事費補助交付決定通知、段階的耐震改修工事費補助交付決定通知）
13	1部		振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写し
14	1部		管理組合として補助申請をすることを決議したときの議事録や決議書の写し ・区分所有法第39条第1項に規定する集会決議に係る書類である必要があります。
15	1部 (該当がある場合)		(該当がある場合) 管理組合の承諾書

			・一般的に、共同住宅の玄関ドアや窓などは共用部にあたるため、改修工事を行うには 管理組合の承諾が必要です。管理組合の承諾が得られていることが確認できる書類 を提出してください。 ・部屋の内側から実施できる工事（内窓設置等）の場合は、一般的に承諾は不要です。 ・共用部の取扱いは共同住宅ごとに異なりますので、事前に所有する共同住宅の規約等を確認してください。
16		該当数	（該当がある場合）他の補助金等申請書の写し

※ 1 住戸ごとで施工内容や部屋の間取り等に違いがない場合は 1 枚でも可能。

相違点が 1 つでもある場合は住戸ごとに提出。

（例）住戸 A～E の 5 つの住戸を改修予定。

パターン 1

住戸 A～E について、間取り、施工内容すべて同じ。

【提出書類】

（２）内訳書、（６）平面図などの図面について 1 枚にまとめて提出ができます。

パターン 2

住戸 A～E について、それぞれ間取り、施工内容が異なる。

【提出書類】

A～E すべての住戸分について、（２）内訳書、（６）平面図などの図面についての提出が必要です。

パターン 3

住戸 A～C は施工内容や部屋の間取り等が同様、住戸 D,E については間取りが他の住戸と異なるが、施工内容は住戸 A～C と同様。

【提出書類】

住戸 A～C については、（２）内訳書、（６）平面図などの図面について 1 枚でまとめて申請可能です。住戸 D,E については、（６）平面図などの図面のみ住戸ごとに提出してください。